

国立大学法人福岡教育大学における公的研究費の適正な使用に関する行動規範

平成 27 年 2 月 27 日
国立大学法人福岡教育大学

大学における学術研究は、社会からの信頼と負託によって支えられている。

公的研究費※ の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、それを起こした研究者が所属する機関だけではなく、我が国全体の学術研究の発展をも根底から揺るがしかねない。

このことを踏まえ、国立大学法人福岡教育大学（以下「本学」という。）の公的研究費の運営・管理に関わる非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者（以下「研究者等」という。）に対して、次のとおり公的研究費の適正な使用に関する行動規範をここに定める。

- 1 研究者等は、公的研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
- 3 研究者等は、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 4 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 研究者等は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の不信や疑惑を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

※ 「公的研究費」とは、運営費交付金、寄附金、補助金、基金、委託費等を財源として、本学で扱うすべての研究費をいう。